

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号, 平成25年(ワ)第516号, 平成26年(ワ)第328号

伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭男 外1337名

被告 四国電力株式会社

準備書面(44)

2015年 5月 15日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司
弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

訴訟復代理人

弁護士	内	山	成	樹
弁護士	只	野		靖

深層(多重)防護

1. IAEAが1996年に定めた深層(多重)防護の国際標準(INSAG-10)の内容は、次の表のとおりで、被告も、答弁書において、「3つのレベルによる深層防護(多重防護)の考え方に基づく対策であり、前段否定の考え方に則り、ある防止対策が仮に機能しなかった場合を考慮して次の対策を考えるものである。」(24頁)と記述した上、過酷事故対策(33頁～)、原子力防災(38頁)について記述しているので、このIAEAの深層防護自体に異論はないものと思われる。

防護レベル	目的	目的達成に不可欠な手段
第1層	異常運転や故障の防止	安全重視設計と質の高い建設・運転
第2層	異常運転の制御及び故障の検知	設備の監視, 制御, 保護のシステム
第3層	設計上想定される事故制御	工学的安全設備と事故対応手順
第4層	過酷事故の拡大防止及び影響緩和	原発施設内の補完的手段と事故管理
第5層	放射性物質の放出の影響緩和	原発施設外の緊急時対応

2. 我が国の深層(多重)防護は、上記第3層までにとどまっていたが、上記IAEAの深層防護を受けて、2000年の原子力安全白書に当時の佐藤一男原子力安全委員長が5層の深層防護を記載し、また、2002年の同白書に当時の松浦祥次郎同委員長が5層の深層防護を記載したが、2003年以後の同白書は以前の第3層までの記述に逆戻りしてしまった(甲229)。
3. その後、2006年に鈴木篤之氏が原子力安全委員長に就任し、防災計画をIAEAの深層防護に沿って見直す作業を開始したが、当時の広瀬研吉原子力安全・保安院院長が、「寝た子を起こすな」といってその作業を中止させた(甲229)。
4. その結果、第3層までの防護策しか講じられていない状態で東北地方太平洋沖地震を迎え、福島第1原発の破局的事故をもたらしたのである。
5. その反省により、第4層及び第5層の防護策も講じられるところとなったが、これが極めて不十分なものであることは佐藤意見書(甲157)に基づく原告ら準備書面(32)等で明らかにしたとおりであるし、第5層の住民避難計画は災害対策基本法によって自治体に丸投げされており、原子力規制委員会の再稼働審査の対象にもされていない。住民避難が困難であることは、原告ら準備書面(27)及び甲135で明らかにしたところで

ある。

6. 上記深層防護の第1層～第5層の防護策がそれぞれ単独で有効でなければならないが、被告の主張立証は極めて不十分なものに過ぎず、地震、津波、地すべり等によって伊方原発が重大事故を起こし、原告らの人格権が侵害される恐れが十分に認められるのである。